

令和5年度キンメダイ食害情報収集システム導入事業業務  
委託

< 入札説明書 >

令和5年10月

静岡県水産・海洋局水産資源課

この入札説明書は、令和5年度キンメダイ食害情報収集システム導入事業業務委託に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、入札者は、以下の事項を熟知し、かつ、遵守して入札書を提出するものとする。

1 公告日 令和5年10月27日（金）

2 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和5年度キンメダイ食害情報収集システム導入事業業務委託

(2) 業務期間

契約日から令和6年3月29日まで

(3) 業務の仕様等

添付資料「令和5年度キンメダイ食害情報収集システム導入事業業務委託仕様書」のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における競争入札参加資格のうち、情報システム開発等の業務に係る認定を受け、かつ、「システム開発」を登録業務としている者であること。

(3) 静岡県内に本社又は営業所を有する者であること。

(4) 情報システム開発の業務委託について、令和2年4月以降の静岡県との契約実績があること。

(5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に県の入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札参加に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを証明するため、以下に定める事項による書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 資格審査書類

- ア 入札参加申請書（様式第2号）
- イ 会社概要（様式第3号）
  - ・組織、機構、系列、静岡県庁からの最寄支社等を記載
  - ・担当者連絡先等
  - ・会社パンフレット

(2) 申請書の提出期限

令和5年10月31日（火）午後5時

(3) 申請書の提出場所、資格確認結果照会先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館8階  
静岡県水産・海洋局水産資源課

電話番号：054-221-3193

メールアドレス：suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 申請書の提出方法

持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

(5) 入札参加資格の確認

提出された書類等をもとに審査を実施し、その結果、円滑に業務を行うことができると認められた者を入札参加対象者とする。

なお、提出した書類についての説明や追加資料の提出を求めることがある。

5 開札までの手続等に関する事項

(1) 入札説明書等の配布

ア 入札説明書

イ 業務委託仕様書

(2) 配布期間

公告の日から令和5年10月31日（火）までの日（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

(3) 配布場所

4(3)と同じ

(4) 入札参加申請書の提出

4に記載

(5) 入札書等の提出

ア 入札書等の提出期限・場所

令和5年11月6日（月）午後1時30分

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階経済産業部7-2会議室

イ 提出方法

入札者は、「入札書」（様式第1号）に所定の事項を記入したものを封書に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入の上、『令和5年度キンメダイ食害情報収集システム導入事業業務委託』に係る入札書在中」と記載し、裏面割印の上、直接持参により提出するものとする。

(6) 入札保証金

免除する。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、入札前に「委任状」（様式第4号）を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 最低制限価格等は設定しないが、入札金額が極端に低い場合等、本業務の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著しく不相当と認められるときは、当該入札者に対し説明を求めることがある。

(8) 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。

ア 委任状を持参しない代理人が行った入札

イ 所定の日時、場所に入札書を提出しない入札

ウ 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札

エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

オ 金額を訂正した入札

カ 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

キ 入札の時点において、3に定める資格を喪失している者が行った入札

ク 2以上を入札した者の入札

ケ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

コ 2人以上の代理をした者の入札

サ 前各号に定めるもののほか、静岡県財務規則等県の他の規定及び指示した条件に違反して入札した者の入札

(9) 入札の中止等

以下の場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

イ 入札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

(10) 入札の辞退

入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。この場合、入札に参加したい事情が判明したときは、ただちに「入札辞退届」(様式第5号)により、入札参加辞退の申し出をすること。

また、やむを得ず、入札会場閉鎖後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として、以後に不利益な取扱を受けるものではない。

(11) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年11月6日(月)午後1時30分(開場:午後1時25分)

入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階経済産業部7-2会議室

会場は、午後1時30分に閉鎖する。閉鎖後の参加は認めない。(各参加者2名以内)

(12) 開札に付する事項

開札は、入札者を立ち合わせて行うものとする。

この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(13) 入札回数

1 回目の入札において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに 2 回目の入札を行う。2 回目の入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」と記入し、入札箱に投入すること。

ただし、無効とされた入札を行った者は、2 回目の入札に参加できない。

## 6 落札者の決定方法等に関する事項

### (1) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (2) 同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定

落札者となるべき同価格の入札を行った者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札を行った者に、くじを引かせて落札者を決める。

この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

### (3) 入札結果の通知

開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

## 7 契約に当たっての重要事項

### (1) 契約の締結

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りではない。

### (2) 落札の失効

落札者が、前項の期間内に（前項の日を過ぎても）契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

### (3) 契約の確定

契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

### (4) 契約保証金

免除する。

### (5) 契約条項

契約に当たっての重要な事項については、地方自治法、同法施行令及び規則の定めるところとし、その詳細は契約時に定める。なお、契約書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。